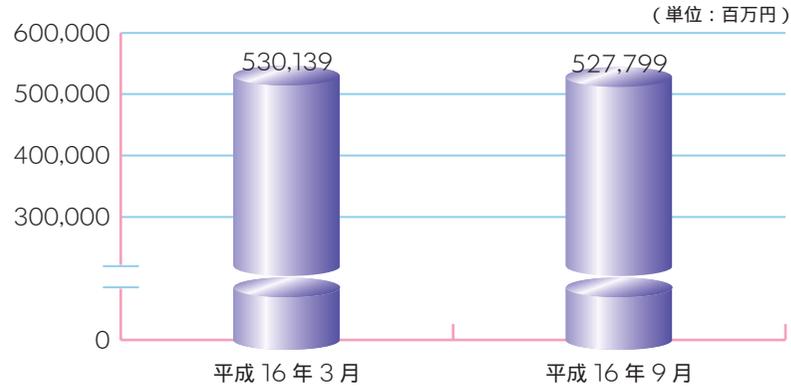


預貸金等の状況

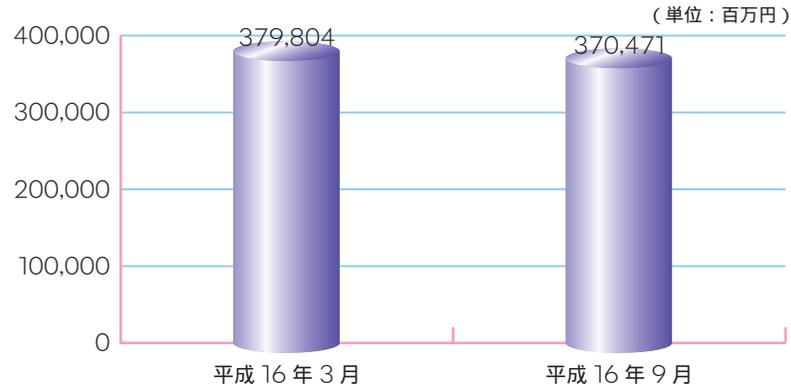
預金推移

■**預金積金残高**：預金積金については、個人預金を中心に営業活動を行いました。営業地域内における市町村の合併等により、公金預金が減少したことなどが要因となり、2,340百万円の減少となりました。



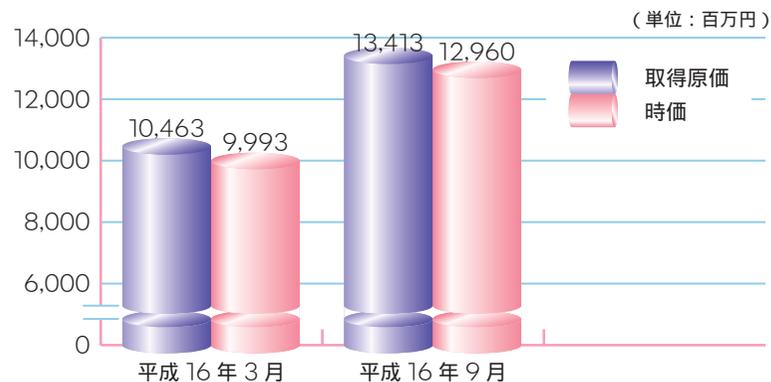
貸出金推移

■**貸出金残高**：貸出金については、個人ローンを中心に推進してまいりましたが、資金需要の低迷状態が続いたことなどが要因となり、9,333百万円の減少となりました。

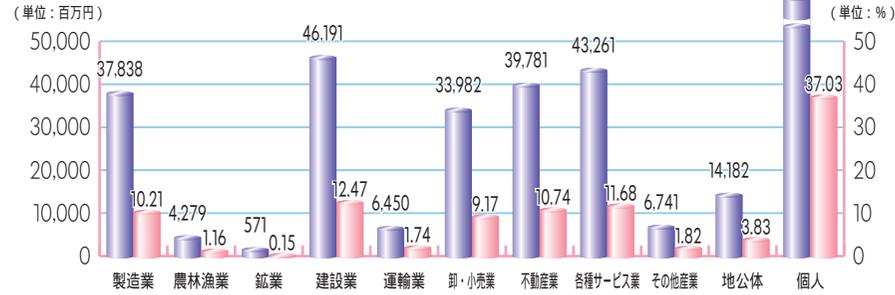


有価証券の取得原価、時価

資金運用については、安全性の高い債券を主体に、有価証券の運用も行っております。



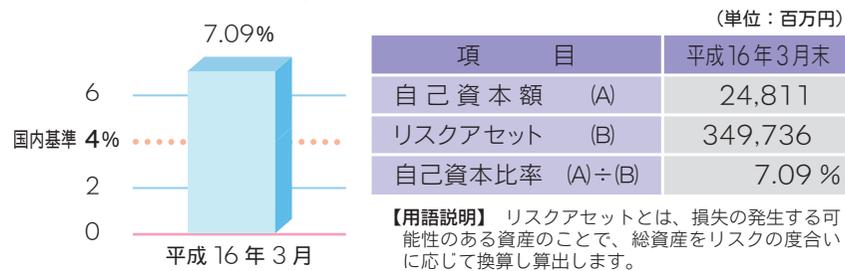
貸出金業種別構成比



経営の健全性

自己資本比率

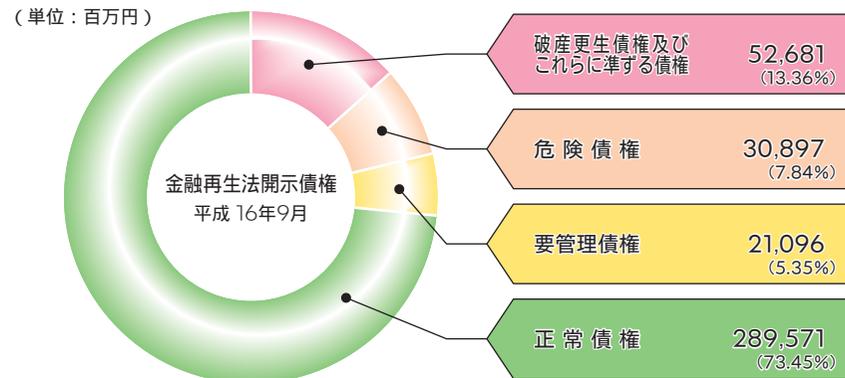
自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標です。当組合のように、国内のみで業務を行う金融機関は、国内基準である4%以上の自己資本比率を維持することが義務づけられています。平成16年3月末の当組合の自己資本比率は、7.09%であり、国内基準である4%を上回っております。今後とも、より一層の効率化を推進し、自己資本を充実させ、より強固な経営体質の確立を図るとともに、組合員および地域の皆さま方へのサービス向上に努めてまいります。



【用語説明】 リスクアセットとは、損失の発生する可能性のある資産のことで、総資産をリスクの度合いに応じて換算し算出します。

② 資産の自己査定は、毎年3月末に行っております。

金融再生法開示債権の状況



② 債務者区分の判定方法は、期末決算と中間決算で下記の点が相違しております。

- 平成16年3月末(期末決算)は、債務者の取引状況に基づき一定の規定に従い、債務者区分を仮決定し、さらに債務者の特性を踏まえ経営実態を総合的に勘案し、個々に債務者区分を決定しております。
- 平成16年9月末(中間決算)は、債務者の取引状況に基づき一定の規定に従い、債務者区分を自動的に決定しており、債務者個々の特性及び経営実態は勘案していません。
- 平成16年9月末の計数は、3月末の自己査定をもとに算出しています。また、担保処分見込額の見直しは行っておりません。
- 上記のとおり、簡便な方法での分類であり、3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続いたしません。

損益の状況

業務純益・経常利益・当期純利益

平成16年9月期につきましては、依然として景気の横ばい状況の中にあつて、最大の収益源となる貸出金が資金需要の低迷等から伸び悩んだことなどにより、引き続き厳しい収益環境となりました。このようななかで、お取引先企業への積極的な経営支援への取組みを進めたこと、及び経費削減等の経営の合理化・効率化などにより収益力の強化に努めた結果、業務純益は6ヶ月間で1,504百万円となりました。

項目	平成16年9月期 (6ヶ月間の計数)	《参考16年3月期》 (1年間の計数)	16年3月期の実績は、15年度1年間の計数です。但し、谷村・美駒・やまなみの3信組の合併前の損益(H15.4.1~H16.2.15)を控除してあります。16年9月期の実績は16年4月から9月までの半年間の計数です。
業務純益	1,504	1,140	
経常利益	1,587	△881	
当期純利益	1,640	783	

② 平成16年9月期は、毎年3月期実施の資産の自己査定を行っていないため、上記の計数において償却・引当を考慮しておりません。

【用語説明】

『業務純益』……業務純益は、組合本来の業務での成果を示すものです。預金・貸出金・有価証券などの利息収支、手数料収支、国債等債券の売買の収支から、経費と一般貸倒引当金繰入額を控除したものです。

リレーションシップバンキングの機能強化における企業支援の取組みについて

当組合は、組合設立以来の経営理念である相互扶助の精神を基本とし、豊かさへの貢献、地域との共生をモットーとして、地域社会への貢献に本業である金融業務においても、積極的に取組んでおります。そのなかで平成15年度からの課題であります、『リレーションシップバンキング』の機能強化に向けて、より一層強化を行い地域経済の活性化のため、中小零細企業の創業・再生支援に取り組んでおります。

このため当組合では、平成16年6月に専担部署である「企業支援部」(9名体制)を立上げ、平成17年3月までの集中改善期間に、中小企業者等のための地域金融機関として、この取組みを強化しております。

ペイオフについて

平成15年4月より預金保険制度が改定され、平成17年3月末まで「当座預金」・「普通預金」・「別段預金」に係る全額保護が延長されました。また、平成17年4月以降は、『決済用預金』(現行の当座預金のほか、無利息などの一定条件を満たす預金)が全額保護されることになりました。

当組合においては、無利息型普通預金形式の『決済用預金』の取扱いを新たに開始する予定となっており、信組共同センターのシステム対応時期(平成16年11月22日)に合わせて準備を進めております。

預金保険制度により保護される範囲を、以下に示しました。

預金種別	保護範囲
当座預金・普通預金・別段預金	全額保護
貯蓄預金・定期預金・定期積金など	元本1,000万円とその利息等を保護
平成17年3月まで	全額保護
平成17年4月以降	決済用預金は全額保護 合算して元本1,000万円までとその利息等を保護

- (注) 1. 決済用預金とは、「無利息・要求払い・決済サービスを提供すること」の3つの条件を満たす預金です。(現行の当座預金のほか、新たに取扱いを開始する無利息型普通預金等が該当します。)
2. 元本1,000万円を超える部分については、破綻した金融機関の財産状況に応じて支払いが行われます。
3. 外貨預金・譲渡性預金などは、保護の対象外となり、破綻金融機関の財産状況に応じて支払いが行われず。